

特定非営利活動法人兵庫県防災士会 会員規程

120624	理事会決定
130324、150502	理事会変更
170618	総会 変更
180210、180527、201017	理事会変更
20211219	理事会変更

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人兵庫県防災士会会員の有する権利・義務について定める。

(会員及び役員)

第2条 会員は定款第6条に定める種別とし、正会員は、この法人の目的に賛同して入会した日本防災士会会員、賛助会員は、この法人の事業を賛助する目的で入会した個人及び団体とする。

ただし、日本防災士会他支部会員が兵庫県防災士会に入会する場合は賛助会員とする。

- 2 定款第13条に定める理事・監事の他に、相談役、特別顧問、顧問、幹事、委員を置くことができる。
- 3 理事及び監事は正会員から選出するものとする。

(入会金及び会費)

第3条 定款第8条に基づき入会金及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 入会金 0円
 - (2) 会費（正会員） 5,000円
 - (3) 会費（賛助会員） 5,000円
 - (4) 会費（賛助団体）1口 5,000円（1口以上）
- 2 会費は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1か年分として徴収する。ただし、年度途中の入会者においては、入会日から3月31日までの期間分として、前項の会費を徴収する。
 - 3 会員は、当該年度の会費を前年度3月末日までに納入するものとし、6月末日までに納入しなかった者はその日をもって休会扱いとし、納入した日から会員資格を有する。また、会費を前年度3月末日までに納入しなかった正会員は当該年度の総会での議決権を有しない。
 - 4 納入した会費は返還しない。

(会費の減免)

第4条 個人会費については、正会員・賛助会員ともに、令和4年度および令和5年度の会費を年額4,000円減免し年額1,000円とする。

附則

- 1 この規程は、令和3年12月19日から実施する。